

令和4年第31回

美幌町農業委員会総会議事録

令和4年10月25日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和4年10月25日(火) 午後1時30分から午後2時09分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(18人)

	2番	齋藤一男君		3番	梅津幸一君
農地部会長	4番	寺本恵二君		5番	安藤良司君
	6番	高崎利彦君		7番	山岸洋文君
	8番	武田透君		9番	中川誓子君
農地副部会長	10番	小林寿美君		11番	重清幸良君
振興部会会長	12番	小泉豊和君		13番	石田力司君
職務代理	14番	日並洋君		16番	佃徹君
	17番	田村秀司君		18番	木村勝彦君
	19番	鎌仲照幸君	会長	20番	千葉正美君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(5人)

事務局長	橋本勝君	主査	矢野豊君
主事補	加賀屋敦君	主事補	石澤美咲君
臨時筆生	寺田裕子君		

議 事 日 程

令和4年第31回 美幌町農業委員会総会
令和4年10月25日 午後1時30分開会

- | | | |
|-----------|-------------|--|
| 日 程 第 1 | | 議事録署名委員及び総会書記の指名について |
| 日 程 第 2 | | 諸般の報告について |
| 日 程 第 3 | | 会期の決定について |
| 日 程 第 4 | | 会務報告について |
| 日 程 第 5 | 報 告 第 6 3 号 | 第 1 5 回 振興部会会議結果報告について |
| 日 程 第 6 | 報 告 第 6 4 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について |
| 日 程 第 7 | 報 告 第 6 5 号 | 地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について |
| 日 程 第 8 | 議案第 1 3 0 号 | 美幌町農地等利用最適化の推進施策に関する意見・要望書について |
| 日 程 第 9 | 議案第 1 3 1 号 | 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日 程 第 1 0 | 議案第 1 3 2 号 | 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について |
| 日 程 第 1 1 | 議案第 1 3 3 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日 程 第 1 2 | 議案第 1 3 4 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 日 程 第 1 3 | 議案第 1 3 5 号 | 現況証明願について |
| 日 程 第 1 4 | 議案第 1 3 6 号 | 農業経営基盤強化促進法第 1 5 条第 4 項の規定による農用地の買入協議要請について |
| 日 程 第 1 5 | 協議第 1 1 号 | 美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について |

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員18名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和4年第31回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号8番 武田委員、同じく議席番号9番 中川委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野主査と加賀屋主事補と石澤主事補を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告3件、議案7件、協議1件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号1番 日並 一三委員、同じく議席番号15番 中村委員、本日欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。
議 長	何かご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第63号「第15回 振興部会会議結果報告について」を議題と致します。部会長からの報告をお願い致します。
振興部会長	第15回 振興部会会議結果報告書。振興部会の会議結果について美幌町農業委員会部会等設置規程第11条第1項の規定により下記のとおり報告する。 令和4年9月26日。美幌町農業委員会 振興部会長 小泉豊和。美幌町農業委員会会長 千葉正美様。記。1、案件 美幌町農地等利用最適化の推進施策に関する意見・要望書について。2、開催日時 令和4年9月26日 月曜日 午後2時37分から午後2時48分。3、開催場所 議会第1・第2説明員控室。4、出席者 わたくしほか8名、事務局 橋本事務局長、矢野主査。5、会議結果につきましては事務局よりお願い致します。

事務局	<p>会議結果についてご報告致します。美幌町農地等利用最適化の推進施策に関する意見・要望書につきまして事務局提案の内容について両部会から意見を伺い、議案第130号にて提案致します内容のとおり決定いたしました。本総会に議案として付議し、町長へ提出することと致します。また、提出時に労働力確保に向けた取組の強化について要望するよう意見がございました。ご説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、報告第63号「第15回 振興部会会議結果報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議長	<p>日程第6、報告第64号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。</p>
事務局	<p>今月の農地法第6条第1項に基づく定期報告につきましては議案5ページと6ページの5法人でございます。</p> <p>【議案に基づき説明】</p> <p>以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告致します。よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、報告第64号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議長	<p>日程第7、報告第65号「地目変更登記に対する調査結果報告について」を議題と致します。</p>
事務局	<p>地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告についてご説明致します。議案7ページをご覧ください。申請人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、登記地目は畑で面積は〇〇㎡、変更後の地目は宅地でございます。現地確認については10月7日に木村委員、安藤委員、石田委員で確認を行っております。議案8ページにありますとおり、転用許可を得る必要がない案件であること、原状回復命令を行わないことを調査結果として10月7日に法務局へ回答しております。以上、ご説明いたしましたのでよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、報告第65号「地目変更登記に対する調査結果報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議長	<p>日程第8、議案第130号「美幌町農地等利用最適化の推進施策に関する意見・要望書について」を議題と致します。</p>
事務局	<p>議案第130号についてご説明を致します。議案書の10ページから14ページとな</p>

りますのでご覧いただきたいと思います。この案件につきましては先の振興部会会議結果報告で報告致しました美幌町農地等利用最適化推進施策に関する意見・要望書につきまして、美幌町に対し、提出する意見書の内容についてご審議いただくものでございます。この意見は農業委員会等に関する法律第38条に基づき、農業委員会が農地等の利用の最適化の推進に関する事務をより効果的に実施する必要がある場合に関係する地方公共団体に対し、具体的な意見を提出しなければならないものでございます。意見の内容につきましては11ページが担い手への農地利用の集積・集約化について。12ページが遊休農地の発生防止・解消について。13ページは新規参入の促進について。の3項目と14ページは先の3項目以外に関する要望を記載したものとなっております、美幌町長に対し必要な予算の確保や国及び北海道などの関係機関へ積極的に働きかけることを要望するものでございます。なお、この意見書の提出につきましては当委員会では農業委員の任期の最終年に美幌町長に提出しておりますので、今回も同様に今年度に提出するものでございます。また、提出時期につきましては本日の総会后と考えております。以上、ご説明致しました。よろしくお願ひ致します。

議長

ご異議ございませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、議案第130号「美幌町農地等利用最適化の推進施策に関する意見・要望書について」は承認することに決定を致します。

議長

日程第9、議案第131号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題と致します。

内容番号66号から67号は関連がございますので一括上程致します。

事務局

内容番号66号から67号につきまして一括ご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地を他者に売買するため合意解約するものです。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さん、合意解約年月日は令和4年10月3日、土地引渡日は令和4年10月3日でございます。内容番号66号についてご説明致します。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は平成29年5月1日から令和9年4月30日までの10年間でございます。内容番号67号についてご説明致します。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は令和4年2月28日から令和9年2月28日までの5年間でございます。以上本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

ご異議ございませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号66号から67号は適当と認めます。
議案第131号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定を致します。

議長

日程第10、議案第132号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。

内容番号237号。

事務局

今月の案件は全8件で内容につきましては農業公社の買入が3件、売買が1件、賃貸借が1件、農業公社からの一時貸付が3件となっております。

それでは内容番号237号についてご説明致します。参考資料は2ページをご覧願ひ

ます。本件は規模縮小に伴う農業公社の買入案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受けるものは札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案20ページをご覧ください。売買価格は議案記載のとおりで所有権の移転時期は令和4年10月26日、代金の支払期限は令和4年12月14日、利用調整日は令和4年10月5日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

12 番 内容番号237号につきましては只今事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが規模縮小により、所有する農地を処分するため、農業公社に売買するものです。なお、この農地はあっせん調整の結果、〇〇の〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号237号は適当と認めます。
内容番号238号。

事務局 内容番号238号についてご説明致します。参考資料は3ページをご覧ください。本件も規模縮小に伴う農業公社の買入案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受けるものは札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和4年10月26日、代金の支払期限は令和4年12月14日、利用調整日は令和4年10月19日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

7 番 内容番号238号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが規模縮小により、所有する農地を処分するため、農業公社に売買するものです。なお、この農地はあっせん調整の結果、〇〇の〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号238号は適当と認めます。
内容番号239号。

事務局 内容番号239号についてご説明致します。参考資料は4ページをご覧ください。本件は先の議案第131号 内容番号66号及び67号で合意解約した農地で農業公社の買入案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受けるものは公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案20ページをご覧ください。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和4年10月26日、代金の支払期限は令和4年12月14日、利用調整日は令和4年10月5日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

10 番 内容番号239号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが所有する農地を処分するため、農業公社に売買するものです。なお、この農地は〇〇

の〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号239号は適当と認めます。
内容番号240号。

事 務 局

内容番号240号についてご説明致します。参考資料は5ページをご覧ください。本件は売買案件でございます。所有権の移転をするものは〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受けるものは〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案20ページをご覧ください。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和4年10月26日、代金の支払期限は令和4年11月25日、利用調整日は令和4年9月27日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

1 3 番

内容番号240号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが所有する農地を処分することになり、借受している〇〇さんに売買するものです。吉田さんは家族4人で、畑作三品と人参とキャベツを作付けされ、意欲的に営農されていますのでよろしくお願いいたします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号240号は適当と認めます。
内容番号241号。

事 務 局

内容番号241号についてご説明致します。参考資料は6ページをご覧ください。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受けるものは〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案21ページをご覧ください。賃貸借料については議案記載のとおりで、賃貸期間は令和4年10月26日から令和5年10月31日までの1年間、利用調整日は令和4年10月14日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

1 2 番

内容番号241号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、双方から期間を1年としたい意向があったので10年から1年に切り替えて更新するものです。〇〇さんは家族2人で酪農を営みおよそ25頭を搾乳し、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号241号は適当と認めます。
内容番号242号。

事 務 局

内容番号242号についてご説明致します。参考資料は7ページをご覧ください。本件は農業公社の貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在

地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和4年10月26日から令和9年8月25日までの5年間、利用調整日は令和4年10月19日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

7 番 内容番号242号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は8月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは家族3人で大豆、甜菜、玉ねぎを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号242号は適当と認めます。
内容番号243号。

事 務 局 内容番号243号についてご説明致します。参考資料は7ページをご覧願います。本件も農業公社の貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で土地明細につきましては議案21ページをご覧願います。賃貸借料は議案記載のとおりで賃貸期間は令和4年10月26日から令和9年8月25日までの5年間、利用調整日は令和4年10月19日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

7 番 内容番号243号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件も〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは法人化され、小麦、豆類、玉ねぎ、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号243号は適当と認めます。
内容番号244号。

事 務 局 内容番号244号についてご説明致します。参考資料は8ページをご覧願います。本件も農業公社の貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和4年10月26日から令和9年8月25日までの5年間、利用調整日は令和4年10月19日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

10 番 内容番号244号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は8月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは家族3人で酪農を営み、およそ60頭を搾乳し、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

	（「異議なし」の声）
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号244号は適当と認めます。 議案第132号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第11、議案第133号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。 内容番号80号から81号は関連がございますので一括上程致します。</p>
事 務 局	<p>内容番号80号と81号について一括ご説明致します。参考資料は10ページをご覧ください。本件は、新規の賃貸借案件でございます。議案の説明の前に貸付人である相続財産管理人の説明をさせていただきます。土地の所有者が亡くなった場合、その配偶者や子、親、兄妹が法定相続人となり、相続登記を行うこととなりますが、法定相続人が誰もいない場合は相続人不存在となり、土地の権利者がいなくなります。そのような土地の利害関係人、今回のケースは道道の嘉多山線を拡幅したい北海道がその土地を売ってもらわなければ拡幅工事ができない、ただその土地の権利者がいない、そういった場合、北海道は利害関係人となるのでその利害関係人は手数料はかかりますが家庭裁判所に相続財産管理人を決めてもらう依頼を出します。相続財産管理人とは相続人不存在の資産を処分する手続きを代行する者です。家庭裁判所は北海道からの申し立てを受けて、今回、弁護士を選任したというわけです。処分は今後、弁護士からの依頼を受けて、農地法3条、またはあっせんで行う予定ではありますが、既に農地を利用していることから賃貸契約を先に行うため、今回の許可申請となっております。それでは議案の説明をさせていただきます。</p> <p>貸付人は〇〇さん、申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から1年間、賃貸料は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。内容番号80号についてご説明致します。借受人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。内容番号81号についてご説明致します。借受人は〇〇の〇〇さんで土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。以上、本件は取得後全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も越えております。参考資料11ページと12ページの調査票にあるとおり、農地法第3条第2号各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。そのほかの内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。</p>
1 2 番	<p>内容番号80号と81号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は亡くなった〇〇さんの農地を〇〇さんと〇〇さんが賃貸するものです。〇〇さんは家族3人で畑作四品。〇〇さんは家族3人で小麦、甜菜、玉ねぎを作付けし、それぞれ意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを10月21日、小泉委員とわたくしで、確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声）</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号80号から81は適当と認めます。 議案第133号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第12、議案第134号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p>

	内容番号5号。
事務局	内容番号5号についてご説明致します。参考資料は14ページと15ページをご覧願います。 本件は後継者住宅建築のため農地法第5条による農地転用を行うものでございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、農地区分は第1種農地であります。転用目的は後継者住宅建築、計画の概要は住宅面積が〇〇㎡、通路等〇〇㎡、工事期間は許可日から令和5年12月25日となっております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。
8番	内容番号5号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は家族が増えたことにより、手狭になっているため、〇〇さんの住宅を新築するものです。申請地はほかの農地への影響が少ない場所を選定しており、現地の状況からみて、やむを得ないものであると10月11日、小林委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく願います。
議長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、内容番号5号は適当と認めます。 議案第134号「農地法第5条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。
議長	日程第13、議案第135号「現況証明願について」を議題と致します。 内容番号48号。
事務局	内容番号48号についてご説明致します。参考資料は17ページをご覧願います。所有者及び願出人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。
11番	内容番号48号につきましては只今事務局説明のとおりです。この土地は住宅横の敷地の一部で現在は宅地となっており、畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを10月21日、小泉委員、佃委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく願います。
議長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、内容番号48号は適当と認めます。 内容番号49号。
事務局	内容番号49号についてご説明致します。参考資料は18ページをご覧願います。所有者は〇〇の〇〇さん、願出人は代理申請のため、〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。
17番	内容番号49号につきましては只今事務局説明のとおりです。この土地は現在、住宅の敷地となっており、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地であることを10月8日、武田委員、寺本委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく願います。

議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号49号は適当と認めます。 内容番号50号。</p>
事 務 局	<p>内容番号50号についてご説明致します。参考資料は19ページをご覧ください。所有者及び願出人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
5 番	<p>内容番号50号につきましては只今事務局説明のとおりです。この土地は現在、雑種地となっており、畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを9月26日、石田委員、中川委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号50号は適当と認めます。 議案第135号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第14、議案第136号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について」を議題と致します。 内容番号31号。</p>
事 務 局	<p>内容番号31号についてご説明致します。参考資料は21ページをご覧ください。申出者は〇〇の〇〇さん、申請地は〇〇、面積は〇〇㎡でございます。利用調整の経過につきましては申出日が令和4年10月7日、利用調整を行った時期が令和4年10月7日から令和4年10月21日、利用調整に当たったものは美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号31号は適当と認めます。 議案第136号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について」は適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第15、協議第11号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題と致します。</p>
事 務 局	<p>協議第11号についてご説明致します。本件は10月13日付けで美幌町長から町が定める美幌町農業振興地域整備計画において、同計画の変更を行うための意見を求められたもので農用地区域の除外が1件ございます。それでは除外の内容番号第15号についてご説明致します。参考資料は14ページをご覧ください。本件は先の議案第134号 農地法第5条許可申請の内容番号5号でご審議いただいた案件でございます。申請</p>

者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、申請理由は後継者住宅建築のためでございます。今後の予定ですが本総会後に町に意見書を提出します。町は北海道に通達後、回答を得て決定告示される予定であります。事務局からの説明は以上でございます。

議 長 ご異議ございませんか。

 （「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認め、協議第11号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は適当と認めることに決定を致します。

議 長 以上で全議案の審議を終了致しました。
 これをもちまして、第31回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

議 長 ご苦労様でした。

閉会 午後2時09分